

寄附行為変更の条項及び事由

この法人は、平成30年4月1日から募集を停止していた福島市にある桜の聖母学院高等学校全日制課程の英語科を学科廃止することとしたため、現行の寄附行為を次のとおり変更する。

1. 第4条第1項第2号に規定する桜の聖母学院高等学校の全日制課程から英語科を削除する。

(事由) 入学者の減少に伴い募集を停止していた英語科を学科廃止することとしたため。

2. 附則として次の附則を加える。

附 則

令和5年2月16日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。

(事由) 施行日を明確にするため。

寄附行為の一部変更に係る新旧対照表

学校法人コングレガシオン・ド・ノートルダム

新 旧 の 比 較 対 照 表

新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 桜の聖母短期大学 生活科学科、キャリア教養学科</p> <p>(2) 桜の聖母学院高等学校 全日制課程普通科</p> <p>(3) 桜の聖母学院中学校</p> <p>(4) 桜の聖母学院小学校</p> <p>(5) 桜の聖母学院幼稚園</p> <p>(6) マルガリタ幼稚園</p> <p>(7) 明治学園高等学校 全日制課程普通科</p> <p>(8) 明治学園中学校</p> <p>(9) 明治学園小学校</p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 桜の聖母短期大学 生活科学科、キャリア教養学科</p> <p>(2) 桜の聖母学院高等学校 全日制課程普通科、<u>英語科</u></p> <p>(3) 桜の聖母学院中学校</p> <p>(4) 桜の聖母学院小学校</p> <p>(5) 桜の聖母学院幼稚園</p> <p>(6) マルガリタ幼稚園</p> <p>(7) 明治学園高等学校 全日制課程普通科</p> <p>(8) 明治学園中学校</p> <p>(9) 明治学園小学校</p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>令和5年2月16日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	